

「毎月 11 日は人権をたしかめる日です」

子どもの人権

未来を生きる  
子どもたちのために



“人権”みつけた こころの窓写真展 昨年度優秀賞「心配ないよー」

子どもの4つの権利



生きる権利

住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること



育つ権利

勉強したり、遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること



守られる権利

暴力や搾取、有害な労働、いじめ・体罰・虐待などから守られること



参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

(出典：公益財団法人日本ユニセフ協会ホームページ)

(神河町人権文化推進協議会)